

入院費について（2008年7月現在）

当院では入院費のお支払いは原則退院日当日となっております

当日お支払いできない場合でも退院から2週間以内を期限とさせていただきます。退院日前日までに概算額をお知らせいたしますが、もし退院当日にお支払いできない場合や支払い困難な場合は病棟担当事務までご連絡下さい。

①入院費の負担は以下のとおりです。

※社会保険本人3割負担 ※社会保険家族3割負担

※国民保険 3割負担 ※退職者国保3割負担

※義務教育就学前の方 2割負担

70歳以上の方

※一定以上所得者

3割負担（但し1ヶ月の限度額は80,100円+1%）

{(総医療費-267000円)の1%を加算}

※一般

1割負担（但し1ヶ月の限度額は44,400円）

上記以外に食事療養費が一食260円かかります。入院料は一日単位ですので
ご了承下さい。

②下記については実費負担になります。

- ・ 貸病衣上下（各105円）
- ・ 紙おむつ（一枚86円～120円）
- ・ T字帯（231円）
- ・ その他保険診療上でないもの（詳細につきましては看護師もしくは事務より説明をいたします）
- ・ 付添寝具（一日368円）
- ・ 寝巻き（3150円）
- ・ 書類等の代金（入院証明書は4200円）

③入院費のお支払について

お支払いは1階総合受付の会計窓口に請求書を添えてお願いします。

※月末まで一ヶ月分は翌月10日前後にご請求します。

※退院時は、退院日までの分をご請求いたします。

※医療費の概算については、退院前日の午後、お部屋へお持ちいたします。

諸制度の利用について（2008年4月現在）

入院費やその他の制度についてのご相談は、入院事務、医療福祉相談室（ケースワーカー）へお声をかけてください。

高額医療費

① **限度額適用認定証** 保険者に申請することで交付されます。「限度額適用認定証」を提示頂くと、高額医療費分の窓口負担が無くなります。申請をお願いします。詳細は別紙ご参照下さい。

② 高額医療費の払い戻し制度

被保険者が、1月内に支払った医療費（食事の自己負担をのぞく）が一定額（*）を越えた場合、その越えた額が申請により戻ってきます。領収書・印鑑・ご自分の銀行口座番号を用意して、該当保険者（社会保険事務所・自治体国保課など）に申請して下さい。

（*）所得に応じる一定額

①一般：80,100円+1%

③ 上位所得者：150,000円+1% 目安は標準報酬月額53万以上

④ 住民税非課税：35,400円

70 歳以上の方（国民健康保険高齢受給者証・後期高齢者医療被保険者証）

市町村民税非課税世帯であれば入院費の自己負担が軽減されます。**国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証**の申請をお願いします。すでに資格をお持ちの方は認定証を病棟の受付で提示してください。

一定以上所得者		1ヶ月80,100円＋一定額を越える医療費の1%
一般		1ヶ月44,400円を限度
※市町村民税非課税世帯の場合	Ⅱ	1ヶ月24,600円を限度
	Ⅰ	1ヶ月15,000円を限度

入院医療費の1ヶ月の自己負担額（食事代は別）は下記のように軽減されます。
食事代は下記のようになります。

一般		1食	260円
※市町村民税非課税世帯の場合（3ヶ月目までの入院）	一般	1食	210円
※市町村民税非課税世帯の場合（4ヶ月目以降の入院）	一般	1食	160円
70歳以上			
※市町村民税非課税世帯の場合（3ヶ月目までの入院）	Ⅱ	1食	210円
	Ⅰ	1食	100円
※市町村民税非課税世帯の場合（4ヶ月目以降の入院）	Ⅱ	1食	160円
	Ⅰ	1食	100円

対象になる方は申請手続きを各市町村役場にておこなってください。

申請手続きに必要なもの

保険証 ・ 印鑑

手続きが済むと市町村役場から**医療費減額資格の認定証**が交付されますので、その認定証を病棟の受付までお持ちください。認定証の交付された月の1日から適用されます。手続き等でご不明の点は、各市町村役場へお問い合わせください。

身体障害者手帳

「身体障害者手帳とは」 身体障害者手帳は身体障害者福祉法に基づくさまざまな福祉制度を利用するためのパスポートの役割を持っています。

対象

- ・ 視覚障害 ・ 聴覚障害 ・ 音声機能障害 ・ 言語機能障害
- ・ そしゃく機能障害
- ・ 肢体不自由（上肢、下肢、体幹機能、乳幼児期以前非進行性の脳病変による運動機能障害）
- ・ 心臓機能障害 ・ じん臓機能障害 ・ 呼吸機能障害
- ・ ぼうこうまたは直腸機能障害 ・ 小腸機能障害 ・ 免疫機能

上記の機能に永続する障害があり障害等級に該当する方が対象です

手続き方法

- ① 交付申請書
 - ② 指定医による診断書・意見書
 - ③ 写真（縦4cm×横3cm正面脱帽）
- 上記①②③を窓口に提出します

申請窓口

- ・ 市福祉事務所
- ・ 町村役場傷害福祉担当課

左記①・②の書類は市福祉事務所及び町村役場にあります。

利用できる内容

- I 医療費の福祉医療
- II 自立支援医療
- III 税金の控除
- IV 障害の種類によって各種サービスがあります
- V 身体障害者福祉法以外にも、電車、バス、飛行機など割引料金で利用することもできます

国が公費補助の対象とする45の特定疾患以外にも、長野県の単独事業としてウイルス性肝炎、溶血性貧血、汎発性血液凝固、遷延性意識障害などの治療が公費補助の対象となります。詳しくは病棟事務か医療福祉相談室までお問い合わせください。